

平成 29 年度 第 1 回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	平成 29 年 7 月 6 (木) 午後 2 時～
場 所	四條畷市役所本館 3 階 委員会室

(出席者) 小寺会長・岡副会長・内田委員(代理で船木委員)・福田委員・中村委員・中西委員・平井委員・板谷委員・吉田委員・溝口委員・開委員・芝田委員 (順不同)

(欠席者) なし

1. 開会

事務局：子ども室長 挨拶

事務局自己紹介

事務局：(傍聴者の報告)

(会議成立要件の報告)

委嘱状の交付

資料の確認

案件 1. 「会長、副会長選出について」

会長—小寺会長

副会長—岡副会長

会長：挨拶

委員自己紹介

2. 議事

会長：案件 2 「四條畷市いじめの認知件数について」

事務局：説明

- ・いじめの認知件数比較

平成 28 年度件数増加については、文科省による一部見直しがあり、『いじめの認知に関する考え方』が示されたことによると考えられる。

- ・千人率比について
- ・効果のあった取り組み
- ・課題

会長：只今、教育委員会からの説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

溝口委員：アンケートを取ることで表面化しにくいいじめについても把握ができるようになったとの説明ですが、LINE 等スマホを使ったいじめは、いじめ認知件数の中での割合がどのくらいなのかを教えてください。

事務局：平成28年のいじめ認知件数355件の小学校での内訳は、一番多いのが「冷やかしやか
らかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」です。続いて「仲間はずれ、集団による
無視をされる」、それから「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりす
る」です。委員の問いの、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷をされる」は小学校で2件、中
学校で0件となっています。ただし、この件については、学校の中でいじめではなく生徒
指導として指導していくことになっており、いじめとの認識とは異なるため精査が必要だ
と考えます。

福田委員：千人率比について教えていただきたい。小学校の認知件数が、千人率で111.2人とな
っているのは、10分の1の子どもがいじめをうけているとなるのですか。それとも同じ
子どもが何回もカウントされているのでしょうか。

事務局：千人率の考え方は、同じ子どもが4月にいじめられ、5月には違う子にいじめられた場
合、これは、1としてカウントします。千人の中で111.2人嫌な思いをした子がいる
となります。毎日の生活の中で、子どもはちょっとしたことで嫌な気持ちになること
はあると思われれます。言えないでいるだけで、嫌な思いをしている子どもは実際はもっ
といるのではないかと考えています。

中村委員：学校に、スマホを持ち込むのはよいのですか。それによって件数が変わりそうですね。

事務局：小中学校ともに基本持ち込みは禁止しています。

中村委員：それでは、数字が上がっているのは、学校外でいじめられているということでしょうか。

事務局：学校内では、規則上認められていませんので、放課後という認識でいます。

岡副会長：今、小中学校対象にキッズ携帯を学校に持ち込んでいる割合を調査しています。防犯上
で親が持たせるもので、各クラス1人くらいあるようです。学校に伝えることと、ランド
セルの中から出さない約束をしています。中学校はもっと少ないのですが、携帯を持っ
ていく場合は、担任に預けるとしています。ただ、修学旅行に携帯を持っていたケースが
1、2例あったと聞いています。

溝口委員：いじめの認知件数については、学校内なのか、学校外でのことなのか教えてください。

事務局：学校内外両方入っています。

中西委員：いじめ問題の話が正式に出たのは、1970年代後半頃だったと認識しているのですが、
当時は、今のようにスマホはなく、対人関係のいじめが主だったのですが、今と同じよう
ないじめの連鎖、いじめられている子をかばうなり助けようとする自分がいじめの対象
になる。まったく今と変わらない。1970年代からずっと続いている。根本的なところで
何とか手を打っていかないといけない。いじめを一番発見しやすいのは、学校だとは思
うが、学校ですら難しいと思います。転入してきた子の親が「いじめはありますか」と聞
く。「ありません」と答えると親は心配な顔をする。「あります」と答えると安心する。6
00人700人いる中でいろんな人間関係がある。いじめや、嫌な思いをすることは絶対
ないとは言いきれない。いじめは見えないところで起こることを大人がしっかり認識しな
いとけない。いじめが減ったからよくなってきたと、100名が5名に減ったとしても、
その5名については深刻な問題のまま。大人が現実をしっかり受け止めて考えていかないと
解決しないと思います。

吉田委員：効果のあった取り組みの中で、個別ケースの検討会議を実施したと書かれていますが、取り組みを推進された実態として、各学校で検討会議をするのですか。

事務局：個別のケース会議については、基本各学校なのですが、教育センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが常駐しているので参加してもらいます。なぜこうなったのか、どうすれば解決していくのか専門的な見立てをアドバイス頂きながら、また、子育て総合支援センターにも協力して頂いて、ケース会議を開いています。その子どもに関わる大人がいろんな角度から分析して解決に向けた話し合いをしています。

溝口委員：先ほどお答えいただいた、いじめ認知件数の内訳の中で、パソコンや携帯についてのいじめは少なく、生徒指導で対応しているとのことでしたが、どのように指導されるのか。例えば LINE で いじめが発覚した時にどのように対策されるのか。グループを削除するなど、具体的な方法を教えていただきたい。

事務局：先ほど話がありました、スマホに関するアンケートを毎年小学校4年生から中学校3年生に行っている。その中の一つの項目に、SNS等で嫌な思いをしたことはありますかという設問がある。悪口を言われた。自分の名前や写真を勝手に使われた。気分が悪くなるような内容を送られた、と回答しているのが、中学校3年生で13%となっている。これをいじめと取るかということに関わるが、LINEに関する指導は、ネット上に一度上がってしまえば取り返しがつかない、それに加え You Tube 動画を配信する事案が、大阪府内で起こっている。事案が発生した場合、どこまで広げたのか、何を対象にしたのか、どういう思いでやったのか事実確認をする。最終的には保護者に共有して、今後起こらないように指導しています。

溝口委員：一度ネットに上がってしまうと、取り返しがつかないということですが、事前に児童・生徒に SNS の取り扱いについて指導しているのでしょうか。

事務局：危険性が高いということで、各学校で、専門の方を講師に招き、事前に指導しています。また、保護者を対象に研修会も行っています。西中から始まった10（テン）まで運動を広げ、スマホをさわるのは午後10時まで。PTA 協議会にも協力して頂き、全市的に取り組んでいます。

岡副会長：各校に今まではおまかせだったが、それではいけない。どの学校も毎年子どもと教員に研修をしています。PTA の集まりでも研修をお願いしています。

事務局：今年、携帯電話利用の状況、10（テン）まで運動、我が家のルールを決めましょうといった、リーフレットを作り、各家庭にも配布して啓発を図っています。

開委員：いじめが発見されて、解決に至るまで、どのようなプロセスがあるのか、保護者にどのような対応をしているのか教えていただけますか。

事務局：プロセスについて、まず発覚のスタート時点は、保護者から相談がある、友達が見ておかしいと思った、アンケートにより発覚するなどパターンは様々。何を大事にしないといけないのかということ、いじめられている子の思い、その子の生命が一番大事である。その子を絶対を守る、何があっても味方。そこからまずスタートします。そこで、どんな状況があったのか、事実確認をしていくことになります。そして関係する児童・生徒に聞き取り等を行います。最終的には、いじめられたとされる本人の意思の元、「もういいよ」と

言うのであれば、謝罪の場を設けたり、今後どうしていくのか相談の場を設けたりを保護者同伴の形で行い、みんなでこれから前を向いてやっていきたいと思います。3か月経ったからいじめは終わりではないので、丁寧な経過観察が必要になってくると考えます。

開委員：そこにスクールカウンセラー等が関わっていくと思うが、その方たちがどのように関わっていくか、関わり方はあるのですか。

事務局：こちらから、依頼して、相談に乗ってもらいます。「こんな人がいるんだけど、相談してみようか」と意思確認の元、相談してもらおうケースはあります。

中村委員：大体のケースは、人間関係、ひやかしが不快な場合等は、調整で解消に至るケースがほとんどだと思うが、一時的であっても不登校になる、被害児及び加害児が転校にならざるを得ない重篤なケースがどのくらいあるのか教えていただきたい。1000分の100は、広くとったものだと思うが、数を上げれば上げるほど重篤なものがその中の1、2件に紛れてしまうような問題があるのかなと思います、教えていただきたい。

事務局：現状、355件のうちの4件継続。被害者ではなく、加害者の転校が1件。残りの2件は、学校に行きにくくなっている不登校気味と聞いています。

会長：小学校355件、中学校44件の中で障がいをお持ちの方はどのくらいいるのでしょうか。

芝田委員：障がいをお持ちかどうかを分けて把握しているわけではないのですが、そういうケースならば、市へ報告が上がり丁寧に対応しているはずですが、去年はその報告はなかった。その場合は他のいじめとは違う指導が必要と認識し、教育委員会でも対応しています。

会長：昨年4月から障がい者への差別解消法が施行されました。行政と教育委員会が対応要領を作っているが、それに基づいて対応するのと、アンケートで調べるのとどういう関係があるのでしょうか。

事務局：対応要領につきましては、差別解消法が施行されて、四條畷の教職員に周知を図っています。それを理解した上で、いじめの有無について教職員は対応しています。対処法プラス合理的配慮も話題になっていたかと思いますが、教職員は特に、管理職も含めて研修会を行い、それを各学校に持ち帰って周知指導を教育委員会としては行っています。

中村委員：いじめ問題と不登校は、つながりがあるのか。別な気もするが、発達障がいの子どもが、みんなと一緒に勉強がしにくい、負担になるから学校に来ない。それがいじめなのかととらえられる。「誰がいじめた？」となるが、「座っているのがしんどい」と答える。各個別のヒアリングが大事ではないかと思います。いじめ問題と不登校がつながっているならば、解決の余地があるが、発達障がいにより学校に居づらいためであれば対策が必要。対策を考えなければ今後もっと増えるかもしれない。学校がその子どもを指導できて、一般社会人になって自分で生活ができるようになればベストだと思います。

芝田委員：不登校に関しても、重要な教育課題であると考えています。今年度、教育センターを充実し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに入っています。不登校の児童・生徒には、学校で個別で対応している状況ですが、専門家の指導やカウンセリングが必要である場合、いじめの話でも出ていましたケース会議を各学校で開き、その

子の課題や人間関係等様々なことを分析した上で、それぞれの子どもに対して適切な対応を取っているというのが現状です。サポートするのは教育委員会の役割と考え、専門家を配置したり、ケース会議に担当者が入ったりして連携を取っているところです。

中村委員：それは、マンツーマンで行われるのですか。

芝田委員：面談については、時と場合によりますが、児童・生徒とマンツーマンだったり、保護者を入れたりすると聞いています。専門家が1対1でする必要があると判断した場合マンツーマンで対応することは多々あると聞いています。

中村委員：親が入っていい場合と子どもだけがいい場合と難しいですね。

芝田委員：いろんな経験を積まれている専門家なので、学校の状況も把握した上で面談のスケジュールを組んでいると聞いています。

板谷委員：今日の中で、学校の取り組みや実態を聞かせていただき、校内では先生方は丁寧に見ていただいているようにと気をつけて頂いている中で、先ほどスマホの話も出ましたが、校外で放課後にという割合は非常に大きいのではないかと思います。学校現場から放課後の校外での、地域の方や保護者に対して、いじめ防止や気づきの部分でこんなことをしてもらえたらというのがあるのかお伺いできますか。

中村委員：田原では、この夏、合同パトロールを行います。普通のパトロールは下校時だが、夜7時や8時に親と子どもと一緒に地域を回ります。実際はコミュニケーションを図ればばいなど今年で4回目。子どもと話ができるので、子どものことを知って、いじめにあっていることや、悪くなってきていると感じることができるかもしれません。

板谷委員：自分が地域で過ごしている中で地域の変化等おかしいかなと気づくことは大事ですね。

中村委員：たむろしている子どもの親は知らない。コンビニでたむろしていると通報がある。どの子どもかわからないから小学校に連絡がいく。先生が来て、注意する。あまりひどいと保護者に連絡する。自分の子がたむろしていると思っていなかった親が結構多い。子どもをちゃんと見てあげたら、いじめ等はなくなるのではないかと思います。

芝田委員：教育委員会としても、中学校は青少年指導員さんと連携、小学校は無理を言って民生委員さんをお願いして連携しています。特に長期休暇中は、民生委員さん方に地域のことで気づいたことがあれば学校に知らせてもらうようお願いしています。地域における未然防止の呼びかけを各小中学校校長と民生委員さんをお願いし、地域との連携も少しずつ押し進めている状況です。

中西委員：地域との連携はできているところもあります。昔から学校・家庭・地域の連携と言われるが、研修でもその先の話はない。その先は自分たちで考えなければならない。家庭・地域はリーダーシップをとれない。学校の管理職の意識がどうあるか。いじめ問題は絶対にあってはならないと取り組む場合、うちの学校ではいじめはないから他のことに力を入れる場合、各学校で差が出る。昔ケース会議に出た時に、小中でなすりあいをする。「小学校ではちゃんとできていた」「小学校がもっとしつけておくべき」「幼稚園が」「保育園が」「親が」となる。人権問題を中心にしながらいじめ問題に取り組むのであれば、全市を上げて取り組まなければならない。あれもやるこれもやるは難しい。民生委員でも、地域で学校との連携でこんなことをやっていますと交流会で話が出る。できているところもあ

るし、全くやっていないところもある。定例会で、民生委員として地域でできることは何か話をしようとは思っている。

会長：放課後児童クラブ、留守家庭児童会は、リラックスする場。そこでのいじめの事案はあるのでしょうか。

事務局：留守家庭児童会は学校と連携をしており、トラブルは学校に連絡が入る。日常的に情報のやりとりはあります。学校から「心配なんです」と相談する場合や、留守家庭児童会から「こんなことがありました。学校でも知っておいてください」と連絡が入ります。心配な子については、情報共有を行っています。

開委員：最終はやはり保育所だということで、小さい時にどう育ってきたか、育てられたかは大きな問題。子育て総合支援センターでも考えているところです。虐待のケースでも保護者に寄り添ったり指導したり、親支援が特に大きなところになる。子どもがどう育っていくか。力をつけていくか。ファンフレンズプログラムを市内5つの園で行っている。自尊感情を高めるプログラム。子どもの力を高めていこう。いじめをしているかもしれない子、いじめられている子、両方の心が育っていかなければいけないと実施しているところ。これがさらに広がっていけばいいなと思っているところです。

溝口委員：ファンフレンズの取り組みについて具体的に教えてください。

開委員：親支援、子育て支援のプログラム。ファンフレンズプログラムは、心がペシヤんとひしゃげた時に、ポンと跳ね返す強い心を作りましょうというものです。そのために、クラス全体で話をしたり、小さなグループに分かれて、自分の話をきちんと聞き取ってもらったりする経験をたくさんしてもらいます。その中でプログラムに沿って、このことってそんなに深刻にならなくていいんだ。マイナスな考えになった時にうまくプラスへ変えるということを経験してもらおう。コアラは最初自信がないが、子どもとともに自信を持っていく象徴的な存在。子どもたちはとても喜んでます。いろんなプログラムがあるのですが、周りにサポートチームがある、自分の周りには、助けてくれる人がたくさんいる。困ったときは、誰に助けてもらってもいいよと子どもたちに伝えていきます。

中西委員：以前、荒れている中学校があった。幼稚園から校長へ、親に話をしてほしいとお願いがあった。帰ってきた校長に話を聞くと、親が全然話を聞かないとのこと。「こら！と怒るような話をすると子どもは聞きますでしょうか。」と言うと、やっとな静かになった。後で、園長が「校長先生が注意された親の子どもは全く話が聞けないんです。走り回っているんです」校長は、どこまで指導していかないといけないのかと思った。その親は、実は校長の教え子。授業に入れず、ずっと動き回っていた子だった。その親の子だから仕方ないのではない。どこで止めてやるか。あなたの周りには、助けてもらえる人がたくさんいるよと感じられる取り組みをするのは大切ですね。

会長：他に何かありますか。ないようですので、次の案件お願いします。

事務局：案件3「その他」について 説明

8月ちらしの回覧について

会長：ちらしにある、「かけがえのない子どもたちをいじめから守りましょう」について、もう少し話し合っていこうということでもあります。地域での夏休みの取り組みについて何かありますか。

平井委員：子ども会では、地域の子どもたちを連れて、いろんな行事をしている。地域の中では一番子どもに目が届いている部分かと思います。悪いことをした子には、親じゃなくても叱る。子ども会で見ている中では、子どもたちはそれぞれ仲良くしています。来てくれている子に関しては、いじめについては感じない。来ない子どもについては参加をされないの、見えない部分がある。夏休みは子ども会が活動する機会が多くなるので、子ども会の方で頑張っ見ていきたいと思ひます。

中村委員：パトロールがかなり多くなります。四條畷市の青少年指導員全体で、前回、野外活動センターでキャンプ場開きをしました。夏休みはワイワイキャンプをします。40名くらい参加します。小学校4年生から中学校3年生まで。悪いことをしたら怒ります。家庭であまり怒られていないようです。やっていいこと悪いことを知らせていきます。みんなであいまい言いながら活動しています。あとは、夏祭りがあります。祭り後に車でパトロールをします。研修会に参加したりビラ配りをしたりします。夏は行事が多いです。

中西委員：田原地区は小学校に行つて、子どもに昔の遊びを教えたりしていますね。ちらしの2番ができていますね。ちらしは、そのとおりですが、いじめを見かけたら声をかけますか？その子が、小さい時から知つている子なら、声をかけられる。だから、2番のあいさつをする、お互いを知ることが大切。それが一番の防犯にもなりますね。田原地区はできているんですね。

中村委員：ライフセーバーの方が見守り隊で、登下校に声をかけています。夏休みもその時間帯は出てくださるので、全然違ひます。顔を知つているので、声をかけてくれます。自分たちもジャンパーを着ていたら声をかけられるが、普通の格好だとかけにくい。服や腕章等があれば、声をかけやすいが、何もなければ怪しまれたり、連れ去られたりすることが心配。車も何か印がないと、怪しいと思われる。

会長：警察の方では、夏休みに何か事件がらみ等、相談があつたりしますか。万引きが多いと聞いたことがあります、地域が気をつけないといけなことはござひますか。

船木委員：いじめではなく、一般的な話ですが、夜の徘徊がよくあります。公園やコンビニのたむろも多いです。通報も結構あります。気兼ねなく、自分で声をかけるより通報してもらつた方がよい。小学生ならまだいいが、中学生、高校生になると反撃されて怪我をすることがある。「少年がたむろしています」と言ってもらえればよい。時間によっては少年補導。名前と住所を聞かれます。今は、必ず親に連絡します。親にも「注意してくださいね」と声をかけます。効果はあります。

中西委員：なかなか電話はしにくいみたいですよ。

船木委員：匿名でもらつて結構です。気にせずしてもらつたらいいです。

中村委員：田原はコンビニのたむろが多いです。パトロールに行つて声をかけたことがあります。大人が何人も集まつて声をかけると、威圧感を覚えて子どもはいいように思わない。声をかける程度にして、あまりひどいようなら通報させてもらうのがいいのかなと思ひま

す。

中西委員：何時以降が通報の目安でしょうか。

船木委員：警察の補導の基準は11時です。それ以降は深夜徘徊となります。たばこを吸っていたら、時間に関わらず通報してもらった方がいいです。

中村委員：深夜パトロールは9時や9時半から行います。11時前には終わってしまいます。

船木委員：市によっては子どもが出歩かない時間を決めているところがあり、10時に設定していると聞いたことがあります。

中村委員：決めてしまえば声はかけやすいですね。

船木委員：塾帰りの子は、10時を過ぎることもあります。その子までダメと言う話ではないです。

溝口委員：長期休暇に入るにあたって、学校はどのような働きかけをするのでしょうか。

事務局：学校に来なくなるので、不登校気味の子には経過観察を含めて、担任が家庭訪問するなど家庭との連携を取っています。夏休み明けは、不登校が多くなったりするので、心配な子には声をかけるなど丁寧な対応をします。深夜徘徊については、北河内で統一して、小中学校共通ルールで、保護者に配布し周知しています。集会で全体での確認をしています。

会長：他、特にございませんか。それでは事務局から何かございますか。

事務局：四條畷市子ども基本条例パンフレット説明

会長：ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かございませんか。

その他、よろしいでしょうか。その他に事務局から何かありますか？

事務局：次回の会議の予定をご連絡させていただきます。本協議会は、年2回の開催としておりまして、次回は子どもたちが冬休みに入る前ということで、11月、12月頃の午後2時からを予定しております。また、開催日が近づきましたら案内文書を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

会長：ご質問はございませんか。

特に無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」の審議は終了いたします。

<閉会>